## 主 文 本件異議の申立はこれを棄却する。 理 由

本件異議の申立の要旨は、原決定は指定期間内に控訴趣意書の提出がなかつたことを理由としているが、右は本件控訴申立人であり、かつ控訴審弁護人たるAに所定の控訴趣意書提出期間の通知を怠つたことによるもので、かような正当手続を経ないでなされた原決定は違法であるというのである。

(その他の決定理由は省略する。) (裁判長判事 兼平慶之助 判事 足立進 判事 関谷六郎)